

マネージメント・レター 237

成年後見人制度の利用で契約行為に対する被害を最小限に

普段何気ない行動で意識しないことが多いですが、私達は日頃から様々な契約行為を行っています(スーパーでの買い物、タクシーに乗る、口座を作るetc)。これら行為に付け込んでの訪問販売や悪質リフォーム、更には昨今問題化している次々販売など、高齢者を狙った契約行為の被害は後を絶たず、その被害は増加の一途をたどっています。

これらを未然に回避できる制度はないのでしょうか？

成年後見を利用することは、契約上のトラブルを未然に回避できる性質を有しますので、悪質業者の排除や本人の保護は勿論のこと、良識ある普通の業者さんに迷惑をかけないようにという、相手側にとっても助かる制度であると言えます。

民法改正前は禁治産・準禁治産制度というものが存在し、成年後見制度同様に判断能力が不十分な成年者を保護する制度がありました。しかし旧制度では判断能力の基準が禁治産・準禁治産の2通りしかなく、判断能力が不十分ではあるが両制度のどちらかに当てはまる程ではない場合の制度がなく戸籍に記載されるため差別的なイメージがあり、その利用は多くありませんでした。

また旧制度での後見人は強力な権限をもっていたために相続争いに利用されるといった問題もありました。そこで平成12年4月1日より制度そのものが見直されて現在にいたっています。

今回は社会現象となっている高齢者をねらう犯罪が後をたたないことから、最近になって成年後見制度をあらためて理解していこうという動きが広まっています。

紙面の関係上詳しい内容はお伝えできませんが、詳しく知りたい方は当事務所にご連絡ください。

1. 成年後見制度の基本理念

- (1) ノーマライゼーション 障害者等が社会の中で、通常的生活・活動をする。
- (2) 自己決定権の尊重 本人の意思を最大限尊重する。
- (3) 身上監護 本人の心身状態・生活情況に配慮した療養看護・財産管理。

 今月のひとくちメモ 

今年も花粉症の方には辛い時期が来ました。北海道立衛生研究所の発表によると、平成21年春のシラカバ花粉の飛散は少ないとのこと。札幌近郊では平年の半分以下、その他の地域でも半分以下から平年並みの間となるようです。早めの備えで快適に過ごしたいですね。